



令和2年度 当初予算

一般会計

93億7,000万円
(対前年度比4.6%増)

令和2年度の一般会計および特別会計予算が3月定例議会に提出され、可決されました。

一般会計の予算総額は93億7,000万円(対前年度比4.6%増)です。

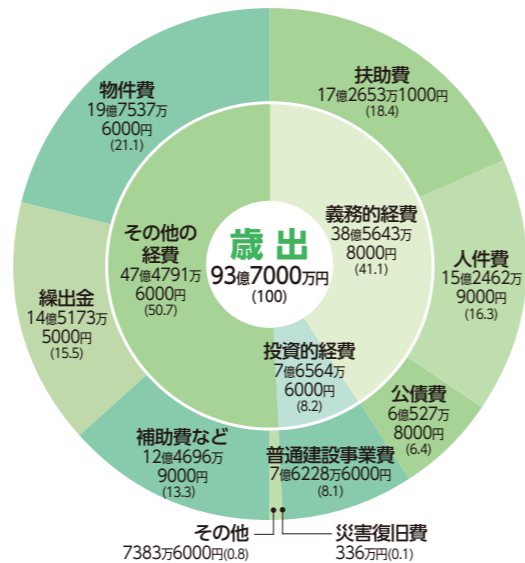
国民健康保険や公共下水道事業、水道事業などを含む特別会計などの予算総額は54億7,726万円で、須恵町の当初予算総額は148億4,726万円となり、前年度に比べて2.7%増になります。

一般会計予算の歳出概要

歳出用語の説明と主な内容

項目	説明
義務的経費	毎年必ず支出しなければならない経費です。
人件費	職員の給与、議員や各種委員への報酬などの経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、法令などにに基づき給付されるお金や物品などの経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・障がい者支援費・自立支援給付費 ・保育実施委託事業費 ・子ども医療費
公債費	事業を行うために、銀行などから借り入れた町債の返済にかかる経費です。
投資的経費	将来に残るものを作るために投資された経費です。
普通建設事業費	道路や学校などの公共施設の新増設などの建設事業にかかる経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等整備事業費補助金 ・小・中学校トイレ整備工事請負費 ・須恵第三小学校校舎外壁・防水改修工事請負費 ・文化会館1階ホワイエトイレ改修工事請負費
災害復旧費	災害によって被害を受けた施設などを復旧するための経費です。
その他の経費	
物件費	光熱水費や消耗品費、業務を委託する経費などです。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・包括業務委託料 ・ごみ収集委託料 ・各施設光熱水費
補助費など	各種補助金や一部事務組合への負担金などの経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金 ・粕屋南部消防組合負担金 ・社会福祉協議会補助金
繰出金	国民健康保険や下水道などの特別会計の収入を補うための経費です。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業特別会計繰出金 ・農業集落排水事業特別会計繰出金 ・国民健康保険特別会計繰出金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金
その他	維持補修費、積立金、投資および出資金、貸付金、予備費が含まれます。

●歳出の内訳 ※()は%



●歳出説明

ポイント① 義務的経費割合が増
 構成比…………… 41.1% (前年度比+1.7%)
 これは、会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費の増と公債費の増によるものです。

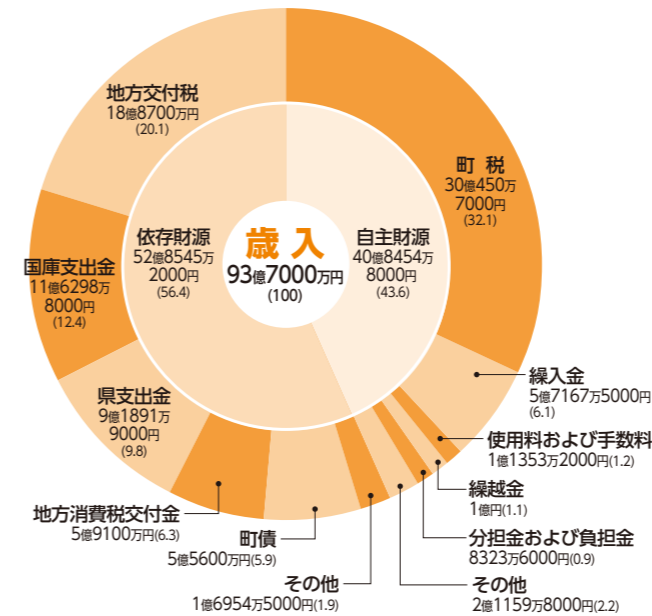
ポイント② 投資的経費は減
 構成比…………… 8.2% (前年度比-1.5%)
 これは、普通建設事業費が1億83万6000円減少したことによるものですが、今年度も小・中学校のトイレ整備工事や須恵第三小学校校舎外壁・防水改修工事などの大規模工事を予定しています。

●繰越明許費について
 次の前年度予算を今年度へ繰り越すことが令和元年9月および令和2年3月定例議会に提案され、可決されました。

- ・国庫補助プレミアム付商品券事業…………… 1,800万円
- ・災害用トイレトレーラー購入費…………… 1,700万円
- ・小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業…………… 8,978万2,000円

一般会計予算の歳入概要

●歳入の内訳 ※()は%



●歳入説明

ポイント① 財源の割合
 自主財源(町税・繰入金など)…………… 43.6%
 依存財源(地方交付税、国庫支出金など)…………… 56.4%
 このように、財源の半分以上は国や県の交付金に頼っています。

ポイント② 町税
 前年度と比べ町税全体で6,343万2,000円増加しています。これは、人口の伸びに伴い町民税および固定資産税が共に増加しているためです。

ポイント③ 繰入金
 家庭の預貯金に相当する財政調整基金などから5億7,000万円を取り崩し、歳出予算を実施する上で不足する財源に充てる予定です。

●予算書の閲覧ができます
 令和2年度の須恵町予算書を役場庁舎3階の総務課窓口に置いてあります。予算書はどなたでも閲覧できますので、お気軽にご利用ください。
 ※須恵町ホームページ上でもご覧いただけます。

歳入用語の説明

項目	説明
自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源のことです。
町税	固定資産税など、町民の皆さんに納めていただく税金のことです。
使用料および手数料	施設使用や証明書発行の際などに支払う料金です。
分担金および負担金	町が特定の事業の経費に充てるために、その事業によって利益を受ける人に対して、その受益を限度として徴収するお金です。
繰入金	基金(貯金)を取り崩して財源に充てるお金です。
繰越金	町の決算余剰金を翌年度に繰り越して使用するお金です。
依存財源	町債(借金)や国・県から交付されたり、割り当てられる財源のことです。
地方交付税	地方公共団体の財政状況に応じて国から交付されるお金です。
地方消費税交付金	皆さんが納められた地方消費税を県で清算後、県内の市町村に対して人口および従業者数であん分して交付されるお金です。
国庫支出金 県支出金	国または県が行うべき事業を町へ委託する場合や町が行う事業に対して一定の割合で国または県が補助する場合に交付されるお金です。
町債	町が事業を行うために公的機関や銀行から借り入れる借金です。

一般・特別会計別予算額

会計名	今年度予算額	対前年度比較(%)
一般会計	93億7000万円	4.6
国民健康保険	30億7300万円	△ 1.8
後期高齢者医療	3億7000万円	4.5
公共下水道事業	11億6500万円	4.3
農業集落排水事業	9300万円	△ 6.1
水道事業	7億7626万円	△ 3.2
特別会計など小計	54億7726万円	△ 0.4
合計	148億4726万円	2.7